

## 徳島県教育委員会規則第三号

徳島県立学校規則等の一部を改正する規則を次のように定める。

令和元年十月三十一日

徳島県教育委員会教育長 美 馬 持 仁

徳島県立学校規則等の一部を改正する規則

(徳島県立学校規則の一部改正)

**第一条** 徳島県立学校規則(昭和三十三年徳島県教育委員会規則第三号)の一部を次のように改正する。

第三条中第三項を第四項とし、同条第二項中「別表第四」を「別表第五」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 現に設置する徳島県立中等教育学校(以下「中等教育学校」という。)の名称、後期課程に置く課程及び学科並びに所在地は、別表第四のとおりとする。

第九条第二項中「という。）」の下に「及び中等教育学校の前期課程」を加え、「道徳」を「特別の教科である道徳」に改め、同条第三項中「高等学校」の下に「及び中等教育学校の後期課程」を加える。

第九条の二第一項中「別表第五」を「別表第六」に改める。

第九条の三第一項中「別表第六」を「別表第七」に改める。

第二十三条の二第一項及び第二十三条の三第一項中「中学校」の下に「及び中等教育学校」を加える。

第二十四条中「高等学校」の下に「中等教育学校」を、「生徒」の下に「(第二十六条及び第二十八条において「生徒」という。）」を加える。

第二十四条の二第一項中「高等学校」の下に「中等教育学校」を加える。

第二十六条第一項中「中学校、高等学校及び特別支援学校の高等部の」及び「(次項において「生徒」という。）」を削る。

第二十七条第一項中「高等学校」の下に「中等教育学校の後期課程」を加える。

第二十八条中「中学校、高等学校及び特別支援学校の高等部の」を削る。

第二十九条中「中学校」の下に「及び中等教育学校の前期課程」を加える。

第二十九条の二第一項中「及び」を「中等教育学校の後期課程及び」に改める。

第三十条第一項中「高等学校」の下に「中等教育学校の後期課程」を加える。

第三十一条の見出しを「(課程の修了)」に改め、同条中「中学校」の下に「中等教育学校の前期課程」を加え、同条に次の一項を加える。

2 校長は、中等教育学校の前期課程を修了した者から請求のあつたときは、様式第二号の二の前期課程修了証書を授与するものとする。

第三十一条の二第一項中「高等学校」の下に「中等教育学校の後期課程」を加え、同条第三項中「様式第二号の二」を「様式第二号の三」に改める。

第三十二条第二項中「高等学校」の下に「及び中等教育学校の後期課程」を加える。

第三十六条第二項中「高等学校」の下に「中等教育学校の後期課程」を加える。

第三十七条第一項中「高等学校」の下に「及び中等教育学校の後期課程」を加える。別表第六を別表第七とする。

別表第五中徳島県立城ノ内中学校の項を削り、同表を別表第六とする。

別表第四を別表第五とし、別表第三の次に次の一表を加える。

**別表第四**（第三条関係）

中等教育学校

学 校 名	後期課程に置く課程	後期課程に置く学科
徳島県立城ノ内中等教育学校	全日制	普通科

所在地	徳島市北田宮一丁目
-----	-----------

様式第二号その一中「徳島県立 校長 殿」を「徳島県立 校長 殿」に改める。

様式第二号その二中「徳島県立 校長 氏 名 殿」を「徳島県立 校長 殿」に改め、同様式の注中「高等学校」の下に「及び中等教育学校」を加える。

様式第二号の二中「（海川十一号濶羽）」を「（海川十一号濶羽）」に、「高等学校・特別支援学校高等部」を「高等学校・中等教育学校の後期課程・特別支援学校高等部」に改め、同様式を様式第二号の三とする。

様式第二号その二の次に次の一様式を加える。

様式第二号の二(第三十一条関係)

第 号	印	徳島県立	年	月	日	校長氏	名	印	本校において、	年度に前期課程を修了したことを証明する。	校 印	前期課程修了証書	氏	年	月	日	名
--------	---	------	---	---	---	-----	---	---	---------	----------------------	--------	----------	---	---	---	---	---

様式第三号中「中学校・高等学校・特別支援学校」を「中学校・高等学校・中等教育学校・特別支援学校」に改める。

(徳島県立高等学校通信教育規則の一部改正)

**第二条** 徳島県立高等学校通信教育規則(昭和三十三年徳島県教育委員会規則第四号)の一部を次のように改正する。

第九条中「課程」の下に「及び中等教育学校の後期課程」を加える。

(徳島県立高等学校総合寄宿舎管理規則の一部改正)

**第三条** 徳島県立高等学校総合寄宿舎管理規則(昭和四十一年徳島県教育委員会規則第四号)の一部を次のように改正する。

第五条第二号中「高等学校在学証明書」を「高等学校又は中等教育学校の在学証明書」に改め、同条第三号を次のように改める。

三 高等学校在学中の学業成績証明書(新たに高等学校に入学しようとする者その他  
高等学校在学中の学業成績証明書の交付を受けることができな者にあつては、卒業した中学校若しくはこれに準ずる学校若しくは義務教育学校又は修了した中等教育学校の前期課程における最終の学業成績証明書)又は中等教育学校在学中の学業成績証明書

様式第一号を次のように改める。

寮 入 舎 願

年 月 日

徳島県教育委員会 殿

出願者住所

氏名

保護者住所

氏名

次のとおり 寮に入舎したいので関係書類を添えてお願いします。

1 入舎しようとする期間

年 月 日から 年 月 日まで

2 在学または在学しようとする学校, 課程, 学科, 学年

学校 制課程 科第 学年

- 注 1 学年については, 3月においては4月に進級する新学年を記入する。  
2 新たに高等学校に入学しようとする者にあつては, 第1学年と記入する。

様式第二号中「~~証~~様式」を「~~様~~式」に改める。  
様式第五号を次のように改める。

様式第5号(第10条関係)

研究室利用許可申請書

年 月 日

徳島県教育委員会 殿

所在地又は住所

学校名又は団体名

申請者氏名

印

(連絡先電話番号

)

徳島県立高等学校総合寄宿舎の設置及び管理に関する条例第14条の許可を受けたいので、次のとおり申請します。

利用目的

利用泊数	泊	入舎日時	年 月 日 時 分
		退舎日時	年 月 日 時 分

引率責任者 職・氏名  
(連絡先電話番号)

( )

利用人数	利用者の区分	男	女	計	利用人数計 人
	生徒	人	人	人	
	引率者				
	その他				

※備考欄

宿泊料計

※

円

次の様式による利用者名簿を添付すること。

学校名又は団体名	
引率責任者 職・氏名	
引率責任者 連絡先電話番号	
利用者氏名	性別 学年又は年齢 所属学校 等

注 利用者は引率者も含めて記載すること。

※の欄には、記入しないこと。

(徳島県教育支援委員会規則の一部改正)

**第四条** 徳島県教育支援委員会規則(昭和五十三年徳島県教育委員会規則第七号)の一部を次のように改正する。

第二条第一号イ中「中学校」の下に「、中等教育学校」を加える。

(徳島県藍青賞規則の一部改正)

**第五条** 徳島県藍青賞規則(平成五年徳島県教育委員会規則第七号)の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「高等学校」の下に「、中等教育学校」を加える。

#### 附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和元年十一月一日から施行する。ただし、第一条中徳島県立学校規則別表第五の改正規定(徳島県立城ノ内中学校の項を削る部分に限る。)は、令和二年四月一日から施行する。

(徳島県立学校規則の一部改正に伴う経過措置)

2 令和二年三月三十一日に徳島県立城ノ内中学校に在籍する生徒は、同年四月一日に徳島県立城ノ内中等教育学校長が指定する当該中等教育学校の学年に転学するものとする。